

災害時のごみの出し方



出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

大地震や水害などの災害が発生した場合、大量の災害ごみ（使えなくなった食器や家具、家電等）が発生します。早期復旧・復興のためには、迅速なごみの処理が必要です。ごみを迅速に処理するためには、**災害時であっても、『ごみの分別』が必要です。**分別がされていないと、処理に時間がかかるほか、**処理費用が高くなってしまいます。**

この案内では、「災害時のごみの出し方」について、基本的なことをお知らせしていますので、災害時にはその都度、市ホームページなどで周知される内容に沿って災害ごみの処理をお願いいたします。なお、大田原市災害廃棄物処理計画は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

災害時のごみ（通常のごみと災害ごみ）の出し方

① 通常のごみの出し方

生ごみなどのもやせるごみ、かん類、もやせないごみなど通常のごみは、いつもどおりごみステーションに出してください。

ただし、災害という『非常時』であるため、かん類やビン類など腐る心配がないごみや急いで捨てる必要のないごみは、できる限り自宅などでの一時保管にご協力ください。

※災害の状況によっては、収集するごみを制限する場合があります。

裏面もご覧ください

② 災害ごみ(片付けごみ)の出し方

災害で使えなくなった食器や家具、家電、布団、瓦などの災害ごみ(片付けごみ)は、市が市内に『仮置場』を開設しますので、分別をして持ち込みをしてください。

仮置場の場所や分別方法は、ホームページやよいちメールなどでお知らせするほか、避難所などに掲示する予定です。

※救急車や消防車などの緊急車両の通行や復興の妨げになりますので、**自宅前の道路やごみステーション、近くの公園などの空き地には、絶対に置かないでください。**

よいちメール登録方法

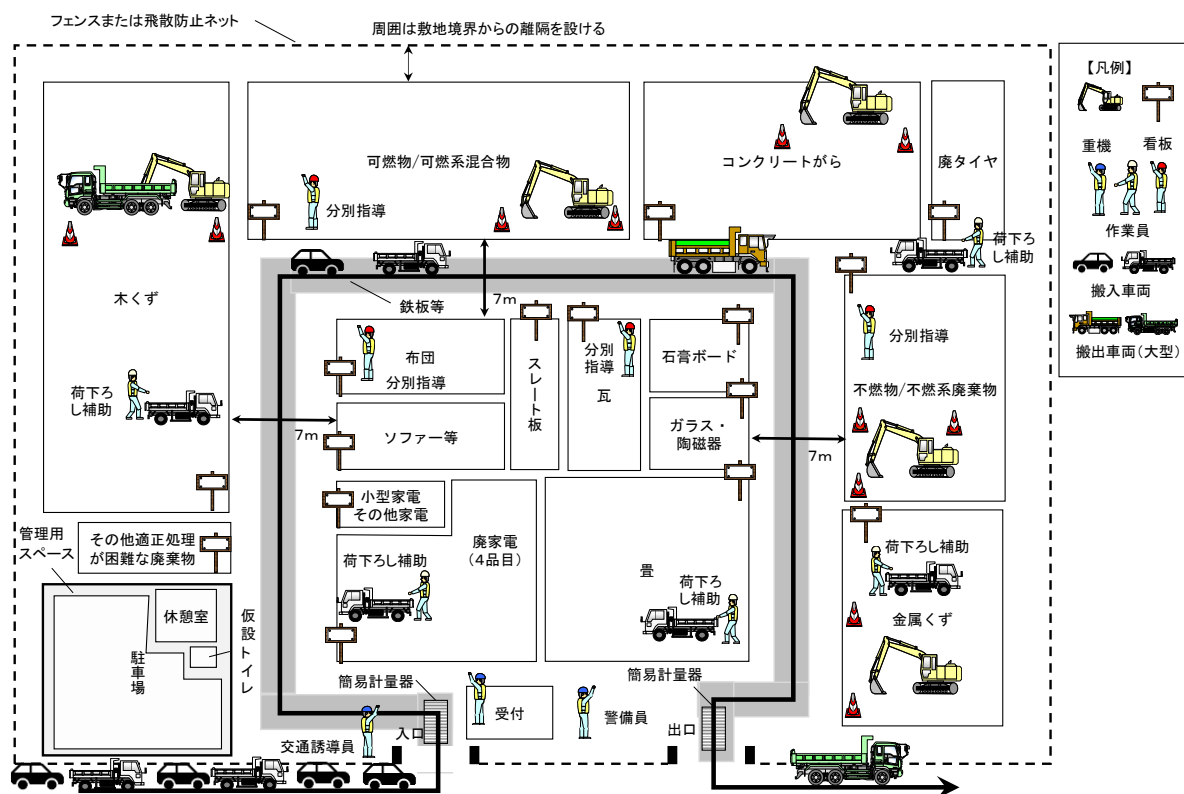
パソコンからの登録：<https://service.sugumail.com/ohatawara/member/>

携帯電話からの登録：<https://service.sugumail.com/ohatawara/>

スマートフォンからの登録：下のQRコードを読み取り、空メールを送信ください。



災害ごみの分別方法と仮置場について (例)



- ・災害ごみの分別方法(例)やは、上の表のとおりです。
- ・仮置場は、左折入場のみ(右折入場はできません)となり、場内は、一方通行です。